

東峰村社協だより

第96号
令和4年4月15日号
東峰村社会福祉協議会
事務局（喜楽来館内）
☎ 0946-74-2012

令和4年度も、高齢者大学の開催を予定していますので、高齢者の方々のご参加お待ちしております。



高齢者大学の開催

3月22日（火）に、令和3年度最後の高齢者大学を喜楽来館で開催しました。

3月6日に福岡県に発出されました、「まん延防止等重点措置」も解除されたことから、令和3年度初めてA班・B班合同の開催となり、当日は24名の方々が参加されました。

令和2年度および令和3年度と、新型コロナウイルス感染症の影響により、3密の回避から2班に分けて開催していましたので、2年ぶりの合同開催となり、久しぶりに会われる方も多く、会話も弾まれました。

講師として、朝倉記念病院 精神保健福祉士の中村さんにお越しいただき、「認知症を学ぶ地域で支えよう」というテーマで、お話をいただきました。

ミニシルバー人材センター会員募集

あなたの豊富な経験や知識、技能をいかしませんか？

東峰村ミニシルバー人材センターでは、村内に居住する健康で働く意欲のある、おおむね60歳以上の方を対象に、会員を募集します。

豊富な経験や知識をいかし、生きがいづくりや仲間づくり、地域社会の活性化に貢献してみませんか。

◆会員になるには
東峰村にお住まいで、おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方。（入会時に年会費千円が必要です）

◆仕事の内容について
地域の家庭や、企業、公共団体などから依頼された仕事をセンターが請負、会員の方へ依頼します。

会員は、引き受けた仕事を完成または遂行し、その仕事の内容によって配分金を受け取ります。

主に、草刈り作業や庭周りの除草作業を行っています。

◆お問い合わせ
東峰村ミニシルバー人材センター
（事務局：東峰村社会福祉協議会）
電話 74-2012

新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な生活資金の緊急貸付について

福岡県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により生活資金でお悩みの方に向けて、生活福祉資金のうち左記の資金について特例貸付を実施しています。（貸付には審査があります）

◎緊急小口資金（主に休業された方向け）
■対象者：新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯。
■貸付上限額：20万円以内 ■据置期間：1年以内 ■償還期限：2年以内 ■貸付利子：無利子 ■保証人：不要

◎総合支援資金（主に失業された方等向け）
■対象者：新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
■貸付上限額：・月20万円以内（2人以上世帯）
・月15万円以内（単身世帯） ■貸付期間：原則3ヶ月以内 ■据置期間：1年以内 ■償還期限：10年以内 ■貸付利子：無利子 ■保証人：不要

※今回の特例措置では、償還時においてなお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるとしています。

具体的な内容のお問合せや、貸付のご相談の窓口は東峰村社会福祉協議会となっておりますので、まずはお電話（74-2012）をお願いいたします。

※申請の受付期間は令和4年6月末までです。

令和4年度 収支予算 (単位：千円)

収入項目	金額	収入項目	金額	支出項目(事業名)	金額	支出項目(事業名)	金額
会費収入	8	特定相談支援事業収入	244	法人運営事業	22,295	訪問型介護予防事業	7,300
寄付金収入	700	受取利息配当金収入	5	共同募金事業	861	任意事業	1,123
補助金収入	16,141	雑収入	898	居宅介護等事業	9,512	その他の事業	2,371
共同募金配分金収入	861	前年度繰越金収入	5,000	生活福祉資金事業	110	生活支援体制整備事業	4,210
受託金収入	24,503			福祉バス運営事業	847	相談支援センター事業	814
事業収入	2,671			シルバー人材事業	1,022	喜楽来館管理運営事業	4,350
介護保険収入	9,529	収入合計	60,560	通所型介護予防事業	5,445	予備費	300
				支出合計	60,560		

東峰村社会福祉協議会 理事会・評議員会の開催

3月3日（木）に理事会を、同月17日（木）に評議員会を開催し、令和4年度の事業計画と収支予算を審議していただきました。

令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止から、予定していました事業を延期や縮小、一部変更して実施してきました。

令和4年度につきましては、基本的には令和3年度と同様の事業内容としていますが、新規事業として、「インターネットを活用した情報の発信」、「村内社会福祉法人情報交換会の開催」、「障がい者（児）指定相談支援事業所の開設」、「基幹相談支援センターの受託」を計画しています。

今年度も、感染予防に十分気をつけながら福祉事業を進めてまいりますので、住民の皆様方の事業への参加を、よろしくお願いいたします。

令和4年度 心配ごと相談開設日程

左記の日程で、心配ごと相談を予定しています。開設日が近づきましたら、東峰テレビで詳しい開設内容をお知らせいたします。

開設日	場所
5月11日	いずみ館
7月13日	喜楽来館
10月12日	いずみ館
12月14日	喜楽来館
3月8日	いずみ館

・時間はいずれも午前10時から正午まで
・相談員は、民生委員児童委員、人権擁護委員、行政相談員、司法書士の方々です。

寄付金

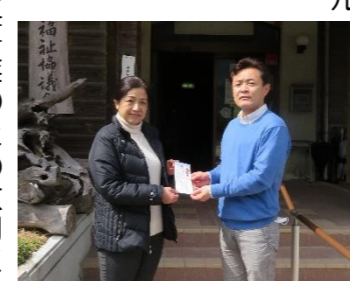
令和4年3月14日より令和4年4月14日までの間に、次の方々よりご寄付をいただきました。深く感謝申し上げます。

◎香典返し寄付
・竹地区 竹の上 梶原 達生 様 (故 清熙 様)
・板屋地区 桑の迫 梶原 博 様 (故 アサコ 様)
・鼓南区 桑鶴 小林 敬文 様 (故 叶子 様)
・大行司地区 中崎 梶原 皆七女 様 (故 省子 様)

◎一般寄付
・東峰ムラガールズ リサイクルクラブさわやか 様
「東峰村ガールズリサイクルクラブさわやか」様では、身のまわりの不用品も大切な資源として活用する為に、古布古紙の回収を年4回定期的に実施され、毎年その収益の一部を、社会福祉協議会へ寄付していただいています。

この寄付は、村内の社会福祉事業のため大切に活用させていただきます。

この広報誌は共同募金の配分金を受けて発行しています。



IV) 委託事業拠点区分

1. 通所型介護予防事業

1. 運動器の機能向上事業（機能訓練教室）毎週金曜日にいずみ館で開催（感染予防で現在喜楽来館使用）
 - ・転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図る観点からストレッチ、有酸素運動、簡易な用具を用いた運動等を実施します。
2. 運動器の機能向上事業（通所リハビリ教室）毎週水曜日の午前中、いずみ館トレーニング室で実施
 - ・トレーニング器具を活用し、運動機能低下の予防並びに機能向上を図ります。
3. 認知症予防教室（老人クラブ連合会との共催）
 - ・認知症について正しい知識を身につけることで認知症予防・早期発見を目的に、精神保健福祉士による講話や脳カトレーニング（脳トレ）を行います。単位クラブ7ヶ所で実施します。
4. シルバークッキング教室（老人クラブ連合会との共催）
 - ・「バランスのよい食事介護予防」を目的に、管理栄養士による栄養講話と調理実習を単位クラブ7ヶ所で実施します。



2. 訪問型介護予防事業

1. 訪問型介護予防事業
 - ・一人暮らし・二人暮らし高齢者世帯等を対象に日常生活に関する支援や指導を行います。
2. 配食サービス事業
 - ・65歳以上の高齢者のみの世帯等を対象に、利用者の安否確認や健康状態等の把握を行い在宅での生活の安定を図ります。月曜日～土曜日の夕食を配達いたします。
3. 口腔機能向上事業（あなたのお口見守り隊事業）
 - ・高齢者の口腔機能低下を早期に発見し悪化を防止するため、歯科衛生士による口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する訪問指導を行います。



3. 任意事業

1. 家族介護支援事業（終活セミナーの開催）
 - ・人生の終わりをよりよく締めくくるための準備をし、自分らしく生きていくための活動「終活」についてのセミナーを開催します。
 - アンケートの結果から、生前整理や遺品整理、終末期医療や看取り、相続などをテーマに6回開催します。
2. 在宅介護者リフレッシュ事業
 - ・介護から一時的に開放するための介護者相互の交流会（リフレッシュ事業）等を開催します。

4. その他の事業

1. 高齢者生きがいづくり事業
 - ・高齢者大学の開催（5月～3月、毎月第2火曜日開催）
 - ・いきいき教室（作業療法士による軽体操やレクリエーション）
2. 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス（年1回）



5. 生活支援体制整備事業

- ・地域の支え合いや高齢者等の社会参加を促進するため、住民や関係機関等との連携を図りながら生活支援サービス体制の構築を図ります。
- ・生活支援コーディネーター配置事業 ・サロン団体の交流会の開催 ・買い物支援サービスの充実

6. 基幹相談支援センター事業

- ・地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行なうとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行ないます。また、総合的な相談業務の実施や、地域の相談支援体制の強化やネットワークの構築等を行ないます。

V) 喜楽来館指定管理運営拠点区分

- ・住民の方々や、各団体等が有効に利用しやすい福祉施設として、また宿泊研修施設としての機能を活かし、子ども会や各団体等から利用していただけるように運営していきます。

VI) 赤い羽根共同募金への協力

- ・共同募金の配分金は、社会福祉活動資金の重要な財源であるので、住民の方々への募金の呼びかけを行います。

VII) 福祉団体事務局

- ・共同募金東峰村支会 ・東峰村老人クラブ連合会 ・東峰村遺族会 ・東峰村身体障害者福祉協会
- ・東峰村母子寡婦福祉会

東峰村社会福祉協議会 令和4年度事業計画と収支予算

I) 法人運営拠点区分

1. 会議の開催
 - 理事会・評議員会・監事会・評議員選任解任委員会・生活福祉資金貸付委員会
2. 研修会及び会議等への参加（民生委員 児童委員定例会、地域ケア会議、両筑地区社協連絡会等）
3. 法人諸規程の整備
4. インターネットを活用した情報の発信
5. 児童福祉の推進
 - ・福祉教育読本の配布（5年生対象）・青少年地域活動への助成
6. 身体障がい者福祉事業の推進
 - ・村身体障害者福祉協会との連携 ・研修事業援助
7. 母子・寡婦福祉会研修事業援助
 - ・母子寡婦福祉会との連携 ・母子寡婦の集い開催
8. 歳末たすけあい事業の実施（民生委員 児童委員との共同事業）
9. 戦没者遺族会援助
 - ・戦没者遺族会との連携 ・護国神社参拝の開催
10. 葬祭扶助事業の実施
11. ミニシルバー人材センター事業
 - ・高齢者に働く機会を提供し、生きがいの充実や健康の維持及び増進を図るとともに、地域社会の担い手として活躍できることを目的に事業運営を行います。
12. 生活福祉資金貸付事業
 - ・低所得者、身障者、高齢者世帯等へ自立更正や在宅福祉に必要な資金の貸付を行ないます。
13. 心配ごと相談事業
 - ・年5回（5月・7月・10月・12月・3月）「喜楽来館」及び「いずみ館」において交互に開催します。（午前10時～正午まで）
 - ・相談員（民生委員児童委員・人権擁護委員・行政相談員） ・司法書士【年5回】
 - ・相談員の方々を対象に研修会の開催
14. 福祉バス運営事業
 - ・遺族輸送を優先的に行いますが、福祉団体等が実施する活動や外部研修会への参加が円滑に実施できるように福祉バスを運行します。
15. ボランティアセンター運営事業
 - ・活動保険の推進・レクリエーション用具の貸出（ソフトダーツ等）
16. 福祉用具貸出事業（社協が保有する車椅子の貸出を行います）
17. コインランドリー運営事業（宝珠山庁舎の横に設置しています）
18. 日常生活自立支援事業
 - ・日常生活に支障がある方を対象に、日常的な金銭管理等の支援を行います。
19. ふくおかライフレスキュー事業への参加
 - ・生計困難者等に対する相談、支援事業。・村内の社会福祉法人情報交換会の開催。



II) 共同募金事業拠点区分

1. 高齢者福祉の推進
 - ◇敬老の日を祝い記念品の配布◇ひとり暮らし高齢者の交流事業◇ゲートボール協会活動推進費助成
2. 福祉育成援助活動
 - ・広報誌（社協だより）の発行 年6回 ・福祉協力校助成事業（中学校・小学校）

III) 居宅介護拠点区分

1. 東峰村社協ケアプランサービス事業所運営
 - ・居宅サービス計画の作成・要介護認定の申請代行・給付管理票の作成・介護予防居宅介護支援の受託
2. 東峰村社協ホームヘルプサービス事業運営
 - ・要介護者、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴等の身体介助、その他生活全般にわたる生活援助の提供を行ないます。
3. 指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の運営
 - ・障がい者（児）の方々が地域で安心して生活できるように、施設、病院、関係機関等と連絡調整を行ない障がい者（児）福祉サービスの利用計画を作成します。